

第13回中部日本個人・重奏コンテスト滋賀県大会(第30回本大会予選)

実施規定(本大会実施規定に準ずる)

(1) 参加資格を有する個人、グループの条件

- ① 中部日本吹奏楽連盟滋賀県支部に加盟する同一の団体に所属するメンバーで構成されたグループであること。複数の加盟団体にまたがったのグループ編成は認めない。ただし、新設校についてはこの限りでない。
- ② 同一団体からの出場数については重奏の部【2グループ】、個人の部【2名】までとする。
- ③ 一人の奏者が重複して出場することは認めない。個人の部のピアノ伴奏者についても、重奏の部の出演者は兼ねることはできない。(個人の部の演奏者が、同一団体の演奏者のピアノ伴奏者として出場することは認める。)
- ④ 中学校の3年生と高等学校の3年生が、それぞれ中学校、高等学校の各部門に出場することは認めない。
- ⑤ 重奏にピアノを含めることは認めない。

(2) 出場規定

- ① 重奏の部の編成は2重奏から10重奏までとし、出場できる楽器は、木管楽器・金管楽器・打楽器・ダブルベースとする。なお、ピアノ伴奏を個人の部においてのみ認める。但し、重奏の部にエントリーした者は、個人の部のピアノ伴奏者として出場することを認めない。
- ② 個人の部は、木管楽器、金管楽器、打楽器およびダブルベースの独奏とし、ピアノ伴奏を伴ってもよい。但し、重奏の部にエントリーした者が、個人の部のピアノ伴奏者として出場することは認めない。
個人の部では基本的に複数の楽器を持ち替えて演奏することはできない。
- ③ 演奏曲目は自由曲1曲とする。但し、組曲は1曲とみなす。
- ④ 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、その編曲に基づく演奏の許諾を得なければならない。(ここで指す「編曲」とは、おもに、本来楽譜にない和音を新たに追加したり、別の楽譜を加えて演奏したりすることのほか、楽器編成を変更して演奏することを指します。不明な点は事務局へご連絡ください。)
- ⑤ 演奏時間は個人の部は4分以内、重奏の部は5分以内とする。なお、演奏時間とは音の開始から曲の終了まで。組曲の場合には音の開始から最後の曲の終了までである。
個人の部については舞台内でのチューニングを認めるが、チューニングの開始より演奏時間の計時を開始する。
- ⑥ 県内公立高等学校併設の中学校および同一経営学園内の中学生が高校生とともに高校部門に出場することは認める。
- ⑦ 中学校の3年生と高等学校の3年生が、それぞれ中学校、高等学校の各部門に出場することは認めない。
- ⑧ 重奏の部において同一パートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。
- ⑨ 上記の①～⑧の規定に反したグループは失格とし、審査・表彰対象から除くことができる。

(3) 審査、表彰、本大会出場グループ

- ① 出演順については、理事会で決定する。
- ② 3名以上の審査員により審査を行う。
- ③ 審査対象となるすべての出場者またはグループに対して「金賞」「銀賞」「銅賞」のいずれかの賞を贈る。
- ④ 県代表の選出は、金賞を受賞した個人・団体のなかから勝ち点方式により決定する。
勝ち点が同点の場合、審査員による決選投票によって決定する。
- ⑤ 中学・高等学校各部門の最優秀団体には、「彦根市教育委員会教育長賞」が贈られる。(申請中)